

令和2年度 第2回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年5月11日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年5月11日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年5月11日 午後1時57分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樅木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	1番 深松 守 2番 橋口 丈一					
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二 課長補佐 高田真之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第5 議案第3号 農地利用集積計画(第5回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） それではただいまから農業委員会総会を始めます。御起立願います。礼。ご着席ください。ただいまから令和2年度第2回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。いい天気が続いておりますけれども、昼間と朝晩の寒暖差がありますので、健康管理には十分注意していただきたいと思っております。そしてまたコロナ感染対策がまだ続いておりますけれども、商店街を寂らせないためにも、料理のテイクアウトの利用をよろしくお願いたします。本日の出席委員は26名で全員出席です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、1番、深松 守委員、2番橋口丈一委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。資料2ページ目左側をごらんください。今回は6件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号35番が所有権移転のため、申請番号36番から40番が第三者貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、議案第1号農地法第3条の許可申請について説明をいたします。資料は2ページからです。今回は2件の審議をお願いいたします。

申請番号7番ですが、資料は3ページから7ページになります。譲渡人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が合計5,313平米となっております。移転する契約としましては贈与となっております。譲受人は申請地にミシマサイコ、野菜などを作付予定です。

次に、申請番号8番ですが、資料は8ページから12ページになります。譲渡人は県外の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては3筆で、地目は台帳、現況ともに畑です。面積は698平米となっております。移転する契約としては所有権移転の売買で、反当たり20万円となっております。譲受人は申請地に栗などを作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いたします。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、8番委員の松本委員より、申請番号8番の案件について、13番委員の多田委員より報告をお願いします。

○8番委員（松本 廣幸君） 8番松本です。申請番号7番について説明します。ページは2ページから7ページになります。場所は6ページ7ページの地図を見ていただきまして、2カ所ありますけれども、6ページの左側、地区は須恵地区のフルーティーロード沿いでありまして、霧の駅北川商店のところから多良木町より300メートルほど進みまして右側の土地と、それをまた多良木より進みまして、左側に阿蘇公民館、

7ページの左の地図ですけど、阿蘇公民館より100メートルほど多良木寄りに行ったところの右奥の土地になります。譲受人と譲渡人の関係は以前に、利用権設定がなされておりまして、それを解約してからの譲渡となりますので、以前より譲受人がミシマサイコをそのままつくられておりまして、現在も、ミシマサイコをそのままつくられておりました。現状そういうところですよ。以上です。

○13番委員(多田 喜一郎君) 13番多田です。ページは、8ページから12ページに記載されております。場所は、この役場から出まして、庄屋橋をつきつてフルーティロードに出ますけども、それから、須恵方面に向かって四、五百メートルぐらいですかねといったところの右側になります。畑は3枚になるんですけども、ちょっと変わった案件で、2枚は、12名の持ち分になってます。1枚だけが1名のもので、持ち主のもので。という共有地が2枚という形で3枚続いています。その中に、1枚分についてはもう栗が植わってるんですけども、ほかの、こちら手前のほうといいますか、そこにも、栗を植える予定と。買受人はもう86歳で、高齢なんですけど、娘夫妻が免田のほうに居住してるみたいで、2人がそのあとに栗を植えたら自分たちで、そのあたりの栽培とか加勢にということで、あそこを購入するようになったみたいです。売り主というか、これは今も熊本のほうへもう15年ほど前ですかね、あつもう20年ですよ、平成10年には熊本のほうへ来てもう今は家は多分、こられないのかなと思いますが、そういうことで、そこを売却、合わせてですね3枚共有地を合わせて3枚で、この金額で、売却をするということに約束がされたみたいです。荒れるよりもですね、せつかくこうつくっていただければ非常に幸いなことですので、是非御審議お願いしたいと思います。以上です。

◎◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○21番委員(宮原 久子君) はい、21番です。この申請書の面積ですけど、この共有地の11名の方の共有地が2枚ありますね。その分の譲り渡し人の分だけの面積を買われるんですかね。

●農業委員会事務局長(山本 祐二君) はい。共有地で、8ページの右側、ごらんになってますかね。こちらに下のほうに、3356番地、それから3353番、3355番が12分の1というふうに書いてあります。270平米の12分の1、610平米の12分の1、ということでございます。よろしいですか。はい、その共有地の分を12分の1分が譲渡人の名義です。譲り渡し人の方の持ち分でその持ち分のこれを買われるということです。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) よろしいですか。ほかにありませんか。

○14番委員(的射場 洋一君) 14番的射場です。同じような話になってきますが、12名で共有されているということで、これは利用権設定等についてはどういうふうに扱われてたんでしょうか。このまま、売買成立したところで、譲り受け人の方が栽培されるのはいいんですけども、その場合は、ほかの11名分の利用権設定は必要になるんですかね。

●農業委員会事務局長(山本 祐二君) はい。図面にあります利用権設定がもともとなかった分として、いわゆるヤミ小作の部分で、実質譲受人の方がされていたということで、今回この方の譲り渡し人の方の分だけ、所有権は移ると。実質管理はもう今までどおりヤミ小作で、あくまでもこう、農業委員会を通じた正式な利用権設定ではないので、金額がどうか、どういう条件でというのは不明ですが、今回所有権としては、第3条をもって変わりますけれども、利用権の設定に関しては今までどおりというふう聞いております。

○14番委員（的射場 洋一君） わかりました。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、それから今会長からもありましたけど、ほかのいわゆる12分の11の分に関する部分は、ちゃんと利用権設定をすとか、そういった部分に関しては、指導していきたいというふうに考えております。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。（はい、との声あり）ほかにありませんか。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、議案第2号農地法第5条に係る分について説明をいたします。資料は12ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号4番ですが、資料12ページから17ページになります。譲り渡し人は町内の個人の方で譲受人は町外の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、台帳、現況ともに畑、一部、共有の部分が通路ですが、転用面積が合計1,471平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買です。転用の目的は個人住宅及び通路です。金額は全部で460万円です。14ページの地図をごらんください。すいません、面積間違えておりましたすいません。面積がですね、471です。すいません私先ほど1,471と。319のうちの8分の1、共有地分の39を足していただいて、471平米です。失礼しました。14ページの地図をごらんください。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、周囲を他地目に囲まれています。また、町役場に類する施設から300メートル以内であれば、第3種農地ということで、西側に教育委員会が入っております生涯学習センターがあります。そういった関係で第3種農地となり、個人住宅への転用は可能と考えます。15ページから事業計画書、資金計画書、17ページにかけて自己資金の残高証明等を掲載しております。申請人は隣接地主からの承諾書も提出され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号4番の案件について、7番委員の藤本委員より報告をお願いします。

○7番委員（藤本 勇二君） はい、藤本です。それでは午前中、現地調査しましたので報告します。まず譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は、町外の個人の方でございます。資料は12ページから17ページになりますが、まずあの場所はですね、先ほど御説明していただきました、14ページを見ていただき、14ページの右側を見ていただきますと、元免田中学校、現在は教育委員会が入っておりますけれど、その前の道を東側のほうに200メートル行ったところが申請地になります。左側の14ページの左側のほうの地図を見ていただきますと、まずたて長いところが道路の申請地になります。四角のところは個人住宅ということで、その申請に今回上がっているところでございます。以前にもここは申請が出されて、現在、2カ所ほど住宅が建っているところでございますし、3種農地になるということでございますので、特段問題ないかと思いますが、御審議方をよろしくお願いします。おわります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明、及び現地調査報告が終わりました。申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画（第5回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。議案第3号農用地利用集積計画の決定について、それでは、利用権設定にかかわる部分について説明いたします。資料は19ページからごらんください。申請番号236番から249番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号250番と251番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号252番から260番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号261番は新規の使用貸借権の設定です。申請番号262番は、期間満了に伴う農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかわる分について説明をいたします。資料は20ページ右側をごらんください。今回の申請は5件で、申請番号26番から29番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れするものです。申請番号30番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号26番から27番の買入れ価格は、10アール当たり30万円です。申請番号28番の買入れ価格は、10アール当たり59万3,296円です。全体で200万円です。申請番号29番の買入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号30番の売り渡し価格は10アール当たり71万7,500円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。21ページから25ページにかけて申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請位置図は26番から29番の農地のみを掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号農用地利用集積計画（第5回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これから議案第3号農用地利用集積計画（第5回）について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年6月8日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 1番 深松 守

あさぎり町農業委員会 署名委員 2番 橋口 丈一